

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.113

2004.1.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23<sup>rd</sup> Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : [iguchi@mx1.nisiq.net](mailto:iguchi@mx1.nisiq.net)

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

[iguchi@loxinfo.co.th](mailto:iguchi@loxinfo.co.th)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

( 2月のタイ祝祭日のお知らせ ) 祝祭日はありません。

( ホームページ更新のお知らせ )

弊社ホームページを1月25日付けで更新しました。今回は、ニュース(英語版及び日本語版)  
<http://www.s-i-asia.com/news-JPN-updated.htm>、を更新しました。ご高覧ください。

( 知的財産同窓会 ( I P A A ) の最近の活動及び予定 )

タイの中小企業向け A O T S 知的財産研修を1月19日から23日までバンコクにて行われました。日本から松下技術情報サービス株式会社から酒井講師が来られ、研修生34名が聴講しました。2月5日アマタナコン工業団地、2月10日ハイテクタイランド工業団地にてセミナーを開催予定し、その後になると思いますが、昨年同様に弁理士研修及び弁理士試験を企画しております。

~ 編集者より ~

本年も宜しくお願い申し上げます。

今年のバンコクは異様に涼しく、また鳥インフルエンザ等、昨年の S A R S 流行と同様に嫌な幕開けとなりました。知的財産関連では、タイの P C T 加盟がいよいよ俎上に上るやに聞いております。今年もまたホットなニュースをお届けし、皆様方の仕事場での話題に加えて戴けれ

ば幸甚です。

昨年12月末に日本国際知的財産保護協会から調査団が来訪され、国際協力についての調査を行い、私も同行してタイ商務省知的財産局に赴き、カジット部長にお話を伺った。

実はこの調査団には色々な背景がある。昨年7月25日付け本ニュース(No.107)でお伝えした「タイの機械化のプロジェクトは、現状余り活用されていない。タイ語の公報よりも、欧米の公報が実質的には読まれている。あれをなぜ作ったのか、本質的なところが問われている。そんな活用されないシステムであるが、そのシステムの維持のため、DB更新に費用負担が発生する。需要のないサービスにお金をかける余裕がないため、ほったらかしとなっている。結局作成後の5年分だけは更新されたが、その後使われていない。典型的なニーズを読み間違えた援助といえる。」とある委員をして言わしめた処の相手先であるタイ政府の責任担当部長に無理を承知でお話を伺ったのである。恐らく彼の発言はタイ政府の大勢の意見だと思うので、敢えて掲載したい。

彼はこの日本政府の電算化協力に対して、「電算化協力についていえば、かつてはよかった。ここでは、「よかった」という過去形を強調したい。DIPは、IPICシステム確立のための支援など、非常によい支援を頂戴した。JPOと日本の支援のお蔭で、特許文献サーチのためのウェブサイトを持つことができるようになった。特許情報を編集することができるコンピュータ・システムも持つことができるようになった。しかしながら、日本は、**どういうわけか、支援の提供を、WIPOを通じて行うことをよしとするようになった。これは誤りである。**」

と語ってくれた。その他の色々な発言は恐らく同協会の報告書に掲載されることを期待することとして、日本政府関係者はこの彼の発言を重く受け止めて貰いたいものである。まずは、当時のプロジェクトの評価は非常に高いということである。そして、現在でもデータ更新を自前で2ヶ月毎に行っていることが判っている。しかしながら、問題はその後のプロジェクトである。当時JICAプロジェクト(工業所有権情報センタープロジェクト)の中間評価を境に、JICAからの協力からWIPO経由への援助に日本特許庁は切り替えていった経緯がある。当時の議論の中で、WIPOは責任体制が明確ではない。メンテナンスや修理修復に対してWIPOではその復旧時間及び維持費用の請求がかかるのは明白。という反論があった。だがしかし、日本政府はズルズルとこの議論を省みることなく事をこの数年間押し進めていったのである。今一度、路線の修正を叫びたいものである。この4月にWIPO主導のタイへのシステムインストール(包袋管理システム)が行われると聞かすが、かれこれ数年にわたるWIPOの調達手続きと契約交渉の難航で、システム開発の度重なる長期に渡る延期で、現場は既に冷め切っており、私を含め関係者も冷めた目で眺めている。如何にインストールが行われるかが、今後の日本政府の電算化協力援助を占う上で、その関係者の力量に注目したいものである。

～シンガポールの Crocodile International 社が上海で Lacoste を提訴～

シンガポールの服飾メーカー Crocodile International がライバルの Lacoste に対し、56 年間に渡り同社のワニのデザインを模倣して来たことと上海の裁判所に訴えを起こし、月曜に第一回目の審問が行なわれる。両社は1960年代から、ワニの小さな絵柄を使用したロゴについて激しい戦いを続けて来た。主な違いは Crocodile International のロゴが左を向いていて、Lacoste のロゴが右を向いているという点である。この訴えは昨年3月 Crocodile International 社と同社のロゴをデザインした Tan Hian Tsin 氏が起こしたもので、Lacoste に対し商標権侵害について賠償金わずか1USドルと公的謝罪を要求している。この訴えの中で、原告側は1995年に中国で登録された商標は Crocodile International 社のデザインを真似たものだと China Daily 紙にコメントしている。2ヶ月前北京で Lacoste が Crocodile International 社に対して中国語のワニを意味する「er yu」の使用は商標権侵害であるとして賠償金50万元を要求する裁判を起こしたが、Crocodile International 社はこれに対して、賠償金500万元を要求する裁判をおこす計画があるとのことである。両社の険悪な関係は1960年代に Lacoste が日本で、初めてアジア市場への進出を遂げたときから始まった。Lacoste は1930年代創業で歴史は古いが、Crocodile International 社は1947年の創業以来アジア市場でビジネスを続けている。初期の法廷闘争で日本の裁判所は、双方のロゴは十分に相違するものであり、共存可能であるという判決を下している。両社はその後シンガポール、マレーシア、ブルネイ、インドネシア、台湾と言ったアジア地域の他の市場でも論争を繰り返し、13年後に互いのロゴを認める合意を結び、これ以外のアジア地域の市場でも相互承認することに合意している。Crocodile International 社側はアジア市場においてワニの標章を使用するために、Lacoste が同社に150万ドル支払ったと語っている。しかしこの合意も長続きせず、他のアジア地域や中東で新たな争いが勃発した。今年初めカンボジアで、2年前にはミャンマーで、Crocodile International 社側は Lacoste に勝訴している。(2003年12月10日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールの音楽ファン、楽曲ダウンロードサービスを熱望～

シンガポールの音楽ファンはアップル社の iTunes のような楽曲ダウンロードサービスを待ち望んでいる。iTune とは、何千曲もの選択肢の中から一曲 99US セントで合法的にダウンロードができるウェブサイトである。しかし利用できるのは米国の居住者か、請求書送付先が米国の場合のみで、現在シンガポールから iTunes を初めとする楽曲ダウンロードサイトにアクセスしても、ダウンロード可能な曲のプレビューが手に入るだけである。なぜ楽曲の購入ができないのか？その理由について業界関係者は、司法権とお役所の問題であると語る。「例えば、ミュージシャンは米国市場向けにあるレコード会社と契約をするが、台湾向けにはまた別のレコード会社と契約を結ぶことになる。」と、Warner Asia Pacific の Mr. Jon Simon が語っている。別の業界関係者は、CD が販売される市場によって価格が変わるとするのが理由であると語る。例えばシンガポールでは CD 一枚が 18 ドルであるが、シドニーでは 28 オーストラリアドル、インドでは 15 ドル以下である。楽曲を入手するのに違

法な手段を使っている人の数は多く、業界による著作権侵害取締りを気にすることもない。ユーザーは自分の好きな曲一曲のためにアルバム分の値段を支払う気がないだけである。(2004年1月14日、シンガポールストレイトタイムズ)

～マレーシア、海賊版商品対策の正規CD・VCD値下げ実施を3ヶ月延期～

マレーシアで、海賊版商品撲滅に向けたCDとVCDの販売価格上限設定の実施が当初の1月1日から4月1日へ延期された。この背景にはレコード会社や音楽・映画プロデューサーからの強い要求があったものと見られ、当初設定した価格の変更が予想される。昨年9月マレーシア政府はVCDの販売価格を14RMと設定した。地元で生産されている音楽CDはマレーシアの歌手のものが21RM、洋楽が29RMであった。国内消費者省のMuhyddin Yassin大臣は水曜、内閣が販売価格の見直しを検討することに合意したとし、今後具体的にどの程度価格をアップさせるか業界と協議して行くと述べた。Video and Film Industry Association of Malaysiaは月曜、VCDを14RMで販売した場合、合法ビデオ業界は破綻するとの懸念を示していた。(2003年12月12日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイ政府の模倣品取締りをルイ・ヴィトンが称賛～

ルイ・ヴィトングループはタイ政府の模倣品取締りを評価するとの見解を示した。この3ヶ月間の取締りで主な観光地で販売されていたルイ・ヴィトンの禁制品の80%近くが押収されたとのことである。ルイ・ヴィトン側は市場から模倣品を全廃するのは不可能なので、最小値に抑えられれば満足であると述べている。LVMHファッショングループやその他の国際商標権を持つ企業が集まり9月、National Police Office及び税関との合意書に署名した。この中で、タイ当局は9月12日から12月15日にかけての3ヶ月間、国際商標権を持つ企業と協力し、模倣品の製造及び販売業者に対し厳しい取締りを実施することに合意している。協定では、タイ政府と国際商標権を持つ企業が7大メジャー観光地で販売されている模倣品を最初の1ヵ月で60%、2ヵ月目で70%、3ヵ月目で80%減少させると目標が定められていた。7大観光地とは、バンコク地区のパッポン、マーブクロン、スクムウィットソイ3～19の他、プーケット、チェンマイ、パタヤ、ハジャイであった。(2003年12月24日、バンコクポスト)

～タイ、アユタヤにウルトラマンミュージアム建設計画～

タイのChaiyo City Studios Coはアユタヤのバンパインに50億バーツを投資しウルトラマンミュージアムを建設する予定であると発表した。ウルトラマングッズのライセンス所有者である同社社長Sompote Saengduenchai氏によれば、このミュージアムは1,000ライ(1ライ=1,600㎡)の土地を使用する予定で、2年以内のオープンを目指している。Sompote Saengduenchai氏は、日本の円谷プロダクションに対して起こした訴訟についてタイの裁判所の最終決定を待っているところである。

この裁判では Sompote Saengduenchai 氏に日本国外のウルトラマン映画や関連商品の独占的権利があるか否かについて争われている。Sompote Saengduenchai 氏が勝訴すれば、円谷社からの賠償金として 10 億ドル相当を手にすることになる。同氏は 7 年間に及ぶ裁判期間中に損失した利益は 2 億バーツ相当になると語っている。(2003 年 12 月 27 日、タイネーション)

～ タイ米がアメリカで特許登録される見込み～

タイ政府幹部は昨日、アメリカ植物品種保護法の元、タイの Pathum Thani 1 ライスを米国特許登録することにアメリカ政府が合意したと語った。タイ農務局 Plant Varieties Protection Division の Wicha Thitiprasert director によれば、タイ政府は生物的海賊行為の危険性を懸念し、植物品種を保護する知的所有権に係る WTO の規定を利用することにしたということである。アメリカで特許を取得すれば、アメリカを含む他国の植物育成者や米農家はこの品種を利用することができなくなり、Pathum Thani 1 ライスをアメリカに輸出できるのはタイ一カ国だけになる。Pathum Thani 1 ライスは 2000 年に農務局が香り米 (Hom Mali ライス) の Kao Dok Mali 105 から品種改良したもので、ジャスミンライスに比べ香りは弱い、味は同程度に美味しいということである。また害虫や病気に強く、1 年中栽培が可能である。アメリカ農務省は、Pathum Thani 1 ライスが特許法の新植物品種についての規定に当てはまるか科学者の意見を仰いだ後、7 月にも正式に特許登録するものと思われる Wicha Thitiprasert director は述べている。新開発植物品種が特許を取得するには、新規性、安定性、調和、均一性がなくてはならず、特許化された後 4 年間は公共利用されなくてはならない。Hom Mali ライスは新品種ではなく、何十年にも渡って販売されてきたという理由でアメリカでは特許登録できなかった。(2004 年 1 月 14 日、バンコクポスト)

～ タイで Bristol-Myers Squibb 社がエイズ治療薬の特許審査を差し戻す～

アメリカの Bristol-Myers Squibb (BMS) 社とタイのエイズ問題活動家がエイズ治療薬について協定を結び、BMS 社は同社のエイズ治療薬に関する特許をタイ知的財産局へ差し戻すに合意した。この治療薬とは抗レトロウイルス薬 didanosine (ddl) で、他のエイズ治療薬と合わせて服用される。BMS 社と Foundation for Consumers の代表及び HIV 感染者 3 名との間で交わされた取り決めにおいて、BMS 社は 1998 年に登録された同社の特許 (特許番号: 7600 番) をタイ知的財産局に差し戻すことに合意している。2002 年 Foundation for Consumers とエイズ問題活動家が BMS 社に対して起こした訴訟の結果、同社は市場独占権を失っている。これは同社の ddl に対する二回目の裁判であった。この裁判の中で、原告の Foundation for Consumers と HIV 感染者 3 名は、BMS の製品が高度な発明ではなく、新規性がないとし、特許登録に値しないと主張した。2001 年 5 月 Aids Access Foundation と別の HIV 感染者が起こした一回目の裁判では、2002 年 10 月原告側勝訴の判決が出されている。この裁判では知的財産及び国際貿易中央裁判所が、BMS 社の ddl についての特許に対し市場独占権の範囲を拡大するという補正を認めたタイ知的財産局の行為は違法

であると判決し、BMS 社にオリジナルの特許を差し戻すよう命令し、これに対し同社とタイ知的財産局は控訴していた。BMS 社は昨日、特許を知的財産局に差し戻すことに同意し、一回目の裁判に対する控訴を取り下げた。地元の活動家は長年に渡り、BMS 社の独占によって HIV 感染者が薬を手に入れにくくなっていると主張してきた。現在 BMS 社の ddl の錠剤が 1 ヶ月 3,198 パーツかかるのに対し、タイ政府の生産する粉末タイプの ddl は 900 パーツしかかからない。(2004 年 1 月 17 日、タイネ - ション)

～タイで象の入れ歯を特許出願～

年齢 80 歳の象のために発明された入れ歯が特許出願された。Morakot という雌象は、以前うまく物を食べられなかったが、この入れ歯を入れてから普通に食事が取れるようになったとのことである。発明者である Mount Chayrat Centre for Research and Technology Transfer の Somsak Jitniyom 氏は、特許権は Thai Elephant Association に譲渡される予定であると語っている。(2004 年 1 月 18 日、タイネ - ション)

～中国は模倣品天国～

シンガポールの私立調査グループ Intelleigen の調査では、知的所有権保護において中国が 5 ヶ国最下位になっている。中国では Gap の衣料品、Fender のエレクトリックギターから Wrigley のチューインガムに至るまで、模倣品が販売されており、-10 から 10 ポイントまでのスコアで中国が -3.25 ポイントを記録しているのも驚くべき数字ではない。同じ調査でインドは -0.3 ポイント、シンガポールは 4.03 ポイント、アメリカがトップで 6.84 ポイント、日本はこれに続いて 4.71 ポイントであった。この指数はその国の IP 法、政府の政策、社会及びビジネスの状況などの 400 項目に応じて算出されたものである。中国では映画、音楽、ソフトウェア産業における模倣行為が最も深刻であるとの関係者は語っている。アメリカの Motion Picture Association ではハリウッドは海賊版 DVD によって、中国における売上げ全体の 90%、約 1 億 6,800 万ドルを損失しているの見積もっている。10 月にはアメリカの Don Evans 商務長官が中国政府に対し、海賊版ソフトの使用を非難し、模倣行為撲滅に向けより一掃の努力を要求した。同商務長官は、海賊行為対策は中国の WTO への公約であるとした上で、WTO 加盟前に比べてエンフォースメントは悪化しており、改善されていないと指摘した。中国では模倣品の DVD が 7～20 元、CD が 5～20 元、adidas の track pants が 70～200 元、Gucci の財布が 150～400 元、Nokia の携帯電話ケースが 10～80 元で販売されている。(2003 年 12 月 10 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～中国商標権侵害裁判で Johnson and Johnson 社が敗訴～

北京の第一中級人民裁判所は中国東部浙江省を拠点とする地元企業が Johnson and Johnson 社

(以下 J&J 社)の英語の商標をコピーしたとする同社の訴えに対し、J&J 社敗訴の判決を下した。J&J 社は5月に Careful ブランドの生理用ナプキンを製造する Kangfuya Company(康芙亞)に対し、J&J 社の登録商標 Carefree と酷似しているとの訴えを起こしていた。判決では、「Careful」と「Carefree」は発音、構成、意味において全く相違なものであるとし、Kangfuya Company の商標権を認めた。J&J 社は高等裁判所に控訴する構えである。この論争は 1997 年から続いており、J&J 社はこれまで2回商標当局に対する訴えに敗訴している。(2003年12月25日、タイム - ション)

～ 中国北京で Nike の「Stickman」が中国人漫画家の著作権侵害をしているとの訴え～  
オンライン漫画家の Zhu Zhiqiang 氏は火曜、Nike の Creativity in Sports キャンペーンに使用されている「Stickman」の絵柄が同氏のフラッシュアニメーションの「Little Match Man」に酷似しているとの訴えを北京の裁判所に起こした。同氏は Nike 社と同社の蘇州支社に対し、賠償金 200 万元を要求している。これに対し Nike 側は、「Stickman」はアムステルダムの同社広告代理店 Wieden and Kennedy による Nike オリジナルのキャラクターであるとしている。一方で同社は、「Stickman」は芸術及びビジネスコミュニケーションの場面において、様々な形で世界中で広く使用されているものであり、著作権保護の対象にはならないともコメントしている。また、Nike 社は Zhu Zhiqiang 氏の弁護士と数ヶ月に渡って話し合いを続けているが、裁判所からはまだ公式通知が届いていないとのことである。(2004年1月9日、バンコクポスト)

～ インドの generic drug メーカー、アメリカ市場で躍進～  
インドでは製造方法が違えば、販売量の多い薬や特許保護を受けている薬のコピーを生産し、国内や規制のない国向けに販売することが認められており、インドの製薬会社は何十年にも渡ってコピー技術を磨き上げてきた。今インドの二大製薬会社 Dr Reddy's Laboratories や Ranbaxy Laboratories を初めとする generic drug メーカーは海外市場への拡大を望んでおり、自身のリエンジニアリング技術と合法的な工夫を組み合わせ、世界的な製薬会社が所有する特許に挑戦しようとしている。海外に関心が向いた理由の一つに、何百社もの製薬会社が generic drug 製造に熾烈な争いを繰り広げ、インド国内市場が停滞していることが挙げられる。しかしながらより緊急な理由は、WTO の要求に従い、1995 年以降に登録された International Product Patent を認めなければならないデッドライン、2005 年が近づいていることにある。170 億ドルにも及ぶアメリカの generic drug 市場での特許闘争は苛酷なものになる。巨大で成長が速く、利幅も大きいアメリカの市場は、靴、ソフトウェア、薬を輸出するインドの業者にとって魅力的であると、Dr Reddy's Laboratories の役員は語る。アメリカ食品医薬品局(Food and Drug Administration, FDA)が特定の薬について複数回特許期間を延長するのを禁止するといった規則改正や、高齢化問題と直面し、医療費増加に喘ぐアメリカ政府の後押しにより、よりコストの低い generic drug のアメリカ市場への参入が進んでいる。これには、資産も多く政治的影響力もある世界的製薬会社からの激しい抵抗も見られ

た。Dr Reddy's Laboratories や Ranbaxy Laboratories を含むインド製薬会社の上位数社は、既にアメリカ向けに大量の原料や generic drug を輸出して、大きな利益を上げている。Dr Reddy's Laboratories 社の3月までの年間売上げ3億8,000万ドルのうちの32%、1億2,300万ドルが、北アメリカ向け輸出によるものである。今年1~9月までの間のアメリカにおける Dr Reddy's Laboratories 社の売上げは同社の総売上げの42%、3億400万ドルであった。インドでは欧米に比べ低コストで薬が生産できるので、特許の権利期間が過ぎた後最初に市場に参入すれば、アメリカでより多くの利益をあげることができるという意見もある。最初に許可申請・受諾した generic drug メーカーには、アメリカ市場で半年間の独占販売権が与えられる。その後は他メーカーも参入し、価格は下落する。このため、インドの製薬会社はこぞってアメリカ食品医薬品局に generic drug の販売許可申請を行なっている。インドの化学者は特許登録された分子を数ヶ月で解析して模倣することができる。Pfizer の看板商品であるコレステロール降下剤 Lipitor や、Bristol Myers Squibb の人気商品である抗凝固薬 Plavix も世界に紹介されてから2年後には、インド国内でコピーが売られていた。これらの薬は規制が厳しくないアジアやアフリカの国々に輸出されており、この中にはアメリカでの特許期間が満了するまで10年もある薬もある。インドの薬剤輸出総額はアメリカとヨーロッパ向けのものも含めて、2001年3月までの1年間に18億ドルだったものが、2003年の営業年度では25億ドルまで伸びている。generic drug の需要によって、インドの製薬会社は設備投資もできるようになった。現在FDAからgeneric drug 生産の許可を受けたインドの製薬会社は60社あり、これはアメリカに続いて多い数字である。アメリカではFDAに許可申請を行なった generic drug メーカーに対し、特許権者によって多数訴訟が起こされている。Pfizer などの大手製薬会社の代理人は特許権に対する挑戦は基本的な特許制度の崩壊に繋がると懸念を表明している。generic drug により技術革新は次第に誘発されなくなり、新薬や本当に必要な薬への投資が減ることが予想され、承認を急ぐと、消費者はより安い薬を求め、安全性と効果が低い薬の犠牲になることになることになると上記代理人は指摘している。generic drug メーカーの侵略を防ぐため、Pfizer や GlaxoSmithKline といった大手製薬会社の中は薬の配合成分や製法を特許化する動きもある。現在アメリカで販売されている医薬品のうち、年間売上げ600億~700億ドル分は2010年までの間に特許期間が満了する。(2003年12月27日、シンガポールストレイトタイムズ)